

子ども・子育て新システムにおける幼保一体化の 円滑な実施に向けた制度設計に対する指定都市市長会要請

子ども・子育て新システム（以下「新システム」という）については、子どもを大切にする社会、出産・子育て・就労の希望がかなう社会、仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができる社会の実現に向けて、昨年６月に基本制度案要綱が公表され、平成２３年通常国会での法案提出、平成２５年度の施行を目指すとされている。その後、国の基本制度ワーキングチーム等において新システムの全体像や給付設計の在り方などに関する検討が行われ、今般、その議論が基本制度ワーキングチームの「中間とりまとめ」として示されたところである。

「中間とりまとめ」では基礎自治体が制度の実施主体として位置付けられるとともに、現行制度の円滑な移行に配慮する方向性となりつつある。また、本年１月に行った指定都市市長会の要請を契機として、国と指定都市との意見交換会が６月に実現するなど、指定都市との協議の場が持たれたことは、今後に向けて意義のあるものと考ええる。

一方で、「国、地方及び事業主負担の在り方」や「国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供の仕組みの在り方」等の重要な課題は、基本制度ワーキングチームで今後の検討課題とされているものの、制度実施に不可欠な財源について、国は恒久財源の確保を前提としていながら、その内容や地方を含めた負担を明らかにしておらず、大都市特例の適用など指定都市の権限についても、具体的に触れられていない。さらに、法案提出が基本制度案要綱で示された時期から遅れているにもかかわらず、施行時期の変更が明示されていない。

最大の実施主体である指定都市での制度の円滑で確実な移行は、新システム導入の成否の鍵になることから、制度の具体化にあたって、更に指定都市と十分な協議を行うとともに、次の視点を盛り込んで検討を行うよう、国に要請する。

（新システムについて）

- 1 制度自体を実行可能なものとし、保育の質・量の拡充が確実に行われるよう、安定的な恒久財源を確保するとともに、指定都市に一方的な負担を課すことのないよう、指定都市の役割に応じた適正な財源配分を行うこと。併せて、準備経費、事務的経費の財源も確保すること。
- 2 指定都市には全国の約 2 割に及ぶ就学前児童が集中しており、また、計画策定のほか、利用者への周知、事業者への説明と移行手続、利用者の認定・給付事務等、多岐にわたる準備作業を行わなければならないことから、現時点で施行時期として示されている平成 25 年 4 月までに対応を行うことは困難である。したがって、介護保険制度導入時には法案成立から施行までに 2 年 3 か月であったことや、利用者が介護保険の利用者（要介護認定者）より多いことも踏まえ、法案成立から施行までの間に十分かつ適切な準備期間を確保すること。
- 3 指定都市は、基礎自治体であるとともに、高度な行政能力を備え、多種多様な行政課題に対応していることから、制度の実施主体として一体的な制度運用ができるよう、幼稚園の認可に係る道府県の権限も含め、事業主体の指定・認可・指導監督を指定都市の権限とすること。

（保育所待機児童対策について）

- 4 核家族化や女性の社会進出が進む中、指定都市の保育所待機児童数は全国の約 3 割に及び、サービスの供給量が絶対的に不足している。新システムを円滑に運営するためには、保育サービスの量を一定程度以上確保することが前提となるため、「安心こども基金」を踏襲した財政措置の延長、待機児童解消「先取り」プロジェクトの推進、保育所運営費の確保など、新システム施行までの間の保育所待機児童対策に必要な財源を確保すること。

平成 23 年 7 月 27 日
指 定 都 市 市 長 会